

## 議第89号

三島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業給水条例（平成10年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第2中

「

指定給水装置工事事業者の指定	1件につき15,000円
給水装置工事の検査	1件につき4,100円

」

を

「

指定給水装置工事事業者の指定	1件につき10,000円
指定給水装置工事事業者の指定の更新	1件につき10,000円
給水装置工事の検査	1件につき4,100円

」

に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申込みを受けた指定給水装置工事事業者の指定に係る手数料の額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士